

一般競争入札方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月17日

（契約担当者）

沖縄県中部土木事務所長 上原 智泰

1 業務概要

- (1) 業務名 宜野湾横断道路(中城地区)道路予備修正設計業務委託 (R6)
- (2) 履行場所 中城村字津覇～字南上原
- (3) 業務内容 景観検討：1式 道路予備修正設計：1式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、入札において最低の価格で落札した者を受注者とする一般競争入札方式である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 土木関係建設コンサルタント業務（道路部門）に登録を受けている者であって、沖縄県土木建築部の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、土木関係コンサルタント（登録業種：道路）として登録された者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- エ 参加表明書等の提出期限日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に以下の基準の全てに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (2) 共同体の結成にあたっての要件
 - ア 2者共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
 - カ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。
- (3) 代表構成員の実績及び管理技術者等の要件
 - ア 代表構成員（又は企業）に関する要件
 - (ア) 沖縄県内に本店・支店又は営業所があること。
 - (イ) 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (ウ) 業務の実績
 - 下記に示される業務について、1件以上の実績を有さなければならない。
 - 企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、平成26年度から公告日までに完了した、道路景観または橋梁景観に関する業務の実績がある。（再委託による業務の実績は含まない。）
 - ※国・都道府県・政令指定都市の実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。
 - イ 配置予定技術者の資格に関する要件
 - (ア) 管理技術者
 - 以下のいずれかの資格保有者であること。
 - a 技術士（総合技術監理部門[建設-建設環境]または[建設-道路]）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - b 技術士（建設部門[建設環境]または[道路]）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
 - c 技術士（建設部門[建設環境]または[道路]）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門に4年以上従事している者。
 - (イ) 照査技術者
 - (ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。
 - ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件
 - (ア) 管理技術者
 - 管理技術者は、下記の実績を1件以上有すること。
 - 平成26年度から公告日までに完了した、道路景観または橋梁景観に関する業務の実績がある。

(再委託による業務の実績は含まない。)

※国・都道府県・政令指定都市の実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

※管理技術者、もしくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。照査技術者として携わった実績は対象外である。

(イ) 照査技術者

平成26年度から公告日までに完了した、道路景観または橋梁景観に関する業務の実績がある。

(再委託による業務の実績は含まない。)

※国・都道府県・政令指定都市の実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

※管理技術者、担当技術者、照査技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約をした業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件(契約日時点での手持ち業務と本業務の中に、契約金額1,000万円を超える業務で管理技術者低入札基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件)を超えないこととし、超えた場合は遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(ア)から(エ)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

(ア) 当該管理技術者と同等の業務実績を有する者

(イ) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(ウ) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

(エ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

※手持ち業務量とは、公告日時点(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

イ 業務の実績

下記に示される業務について、1件以上の実績を有さなければならない。

企業単体もしくは共同企業体の代表構成員又は構成員として、平成26年度から公告日までに完了した道路予備設計の実績がある。(再委託による業務の実績は含まない。)

※国・都道府県・政令指定都市の実績で、契約金額が500万円以上の業務のみ。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領(昭和61年土総第429号)に定める指名基準による。なお、同要領第2条の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和6年5月17日(金)から令和6年5月27日(月)まで

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

ウ 問い合わせ先

(ア) 契約関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎3階
沖縄県中部土木事務所 庶務班

(イ) 応募調書資料関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎 3階
沖縄県中部土木事務所 計画調査班
電話番号 (098)894-6518

(ウ) 設計図書関係：(イ)と同じ。

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 提出期間 令和6年5月17日(金)から令和6年5月27日(月)まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

(ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数 2部

(オ) 提出先 上記(1)ウ(イ)と同じ。

イ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

ウ 参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

イ 入札参加資格の審査結果の通知(指名通知)

電子入札システム又は、郵便等をもって令和6年6月3日(月)を予定する。

ウ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない

(ア) 期間 上記ア(ア)と同じ。

(イ) 提出方法 原則持参とする。

(ウ) 部数 1部

(3) 入札手続

ア 電子入札

本業務は、入札手続(入札書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。

なお、電子入札に関する事項については、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

イ 紙入札

紙入札への移行を希望する場合は、速やかに7-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県電子入札運用基準(※)」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。

※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusat/keiyakukannkeireikisyuu.html>

・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第4号)

・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加承認申請書」(様式第3号)

【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 入札・契約に関する様式集・周知事項等】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html>

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：令和6年6月11日(火)9時00分

入札書提出締切日時：令和6年6月11日(火)15時00分

イ 持参による場合

持参日時：令和6年6月12日(水)9時50分

持参場所：沖縄県中部土木事務所4階入札室

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：令和6年6月12日(水)10時00分

5 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

6 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に沖縄県中部土木事務所より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に沖縄県中部土木事務所より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

8 業務費内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

(1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

(2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。

9 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、その他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

10 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書の提出期限後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。

11 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

12 支払条件

前金払 契約金額の30%以内

部分払 昭和47年7月11日土総第393号通知に準じて回数を設定

13 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文5(1)ウ(ア)の場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

14 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(4) 最低制限価格等の設定

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（土木関係）

a 直接人件費の額

b 直接経費の額

c その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

d 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

※平成30年7月1日付けで、最低制限価格が改正され施行されました。詳しくは、以下ホームページをご参照下さい。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/index.html>

(5) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

ホームページ <https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班 電話(098)866-2374

沖縄県電子入札ポータルサイト

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>

- ・ I Cカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得している I Cカードの認証機関

(7) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。

- ・ 沖縄県電子入札ポータルサイト

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 競争参加資格確認申請書受付票
- ・ 競争参加資格確認結果通知書
- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票
- ・ 入札締切通知書
- ・ 再入札通知書
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 落札者決定通知書
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書